

許可番号第04752007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 翁 長 雄 志



許可の年月日 平成30年 3月16日
許可の有効年月日 平成34年10月11日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

燃え殻（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

汚泥（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

鉍さい（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

ばいじん（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覽のとおり。）

廃石綿等、廃PCB等（低濃度のものに限る。）、PCB汚染物（低濃度のものに限る。）
（積替え保管を含まない。）

2. 許可の条件

(1) 産業廃棄物を船舶に積載する際は、港内に滞留することのないよう船舶の出航時刻に合わせて排出事業所から搬出すること。

(2) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し出があつた場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月12日 新規許可

平成30年3月16日 変更許可（廃PCB等（低濃度のものに限る。）、PCB汚染物（低濃度のものに限る。）の品目の追加）

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

平成27年9月30日付産業廃棄物収集運搬業許可証（許可番号第3807007362号）

事務所の所在地：広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

事業場の所在地：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原460番11、460番18、
460番19、460番20

(裏 面)

取り扱う特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物			○	○		○	○	○
カドミウム又はその化合物			○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物			○	○	○	○	○	○
有機燐化合物			○	○		○		
六価クロム化合物			○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物			○	○	○	○	○	○
シアン化合物			○	○		○		
トリクロロエチレン	○	○	○					
テトラクロロエチレン	○	○	○					
ジクロロメタン	○	○	○					
四塩化炭素	○	○	○					
1,2-ジクロロエタン	○	○	○					
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○					
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○					
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○					
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○					
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○					
チウラム		○	○					
シマジン			○	○				
チオベンカルブ			○	○				
ベンゼン	○	○	○					
セレン又はその化合物			○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○					
ダイオキシン類			○	○	○	○		○

※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。